

移行計画について

1 経緯

5月8日以降、新型コロナが季節性インフルエンザなど他の疾病と同様である5類感染症に位置付けられるが、特に、入院医療体制、入院調整に関しては、地域の医療関係者等と協議の上、幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診・治療を受けられる医療体制に向け、今後の具体的な方針や目標等を示した「移行計画」を策定することとなっている。

2 移行計画の内容

○最大入院者数	750人（1月15日）
（内訳）確保病床での入院者数	257人
確保外病床での入院者数	493人

○今後の入院患者の受け止め方針

→ 直近のオミクロン株流行時における入院患者数を確保病床、受入れ経験のある医療及び受入れ経験のない医療機関で受け止める体制を目指す。

① 確保病床

県が要請する確保病床は、中等症Ⅱ及び重症者用の病床とする

最大確保予定病床数	190床
医療機関数	46医療機関

② 受入れ経験のある医療機関

かかりつけの患者や自院に入院している患者が陽性となった場合は、これまでの対応と同様、自院での対応をお願いするもの。

さらに、今後は幅広い医療機関できる体制を目指す観点から外部からの入院受入れについても積極的に対応をお願いするもの。

入院患者受入目標数	546人
医療機関数	104医療機関

③ 受入れ経験のない医療機関

まずは、かかりつけの患者や自院に入院している患者が陽性となった場合は、これまでの対応と同様、自院での対応をお願いするもの。

入院患者受入目標数	14人
医療機関数	119医療機関

○新たな医療機関による受入見込み数を達成するための具体的方策

- ・自院の入院患者やかかりつけ患者が陽性となった場合は、自院での治療の継続について周知・依頼する。
- ・コロナ患者の受入れに対し必要となる設備について補助を行う。
- ・医療機関の院内感染対策、治療及び G-MIS の操作方法等について、医療機関向けの研修会を県医師会と連携し実施する。

○位置づけ変更後の救急医療体制について

- ・発熱患者や既陽性者の体調不良時等の不安や疑問、受診の要否に対応するための相談窓口を継続する。
- ・救急搬送時に主訴で搬送先を決められるよう各圏域において事前の協議を実施するよう促す。
- ・救急医療の適正利用について引き続き啓発を行う。

○入院調整体制

5月8日以降は入院が必要な患者に係る入院調整は医療機関間の調整へ移行。
そのため、各保健所による入院調整を行うことはありません。

■ 入院調整を行う医療機関の不安への対応

当面の間、各保健所が以下の内容について医療機関からの相談に対応

- ・対応可能病床についての情報提供（各保健所がG-MISで確認）
- ・G-MISのID付与方法や操作方法に係る問合せ対応

■ 消防機関との連携

消防機関に対し G-MIS の ID を付与し、コロナ対応病床の情報共有を図る。

■ その他県の対応

入院受入可能な医療機関のリストを作成し、医療機関に配布
G-MIS の入力状況をチェックし、必要に応じて更新を依頼

○高齢者施設等への対応

施設における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等の各種施策については当面継続

- ・高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査
- ・感染制御支援に携わる医療従事者の確保
- ・高齢者施設等へ往診を行う医療機関への補助金
→ 高齢者施設等と医療機関間のネットワーク形成

○自宅療養者への対応

- ・既陽性者の体調不良時等の不安や疑問、受診の要否に対応するため、引き続き相談窓口を継続する。
- ・自宅療養者に対する健康観察の対応を想定し、医療機関と訪問看護ステーションとの連携・確認を促す。